

ガリツィア・ユダヤ人の窮乏

— ヨーゼフ時代を中心に —

野村（中沢）真理

目次

- I はじめに
- II 分割以前のポーランドのユダヤ人の状況
 - 1 ポ・リン
 - 2 ポーランドの経済的衰退とユダヤ人
- III オーストリア領ガリツィアの誕生
 - 1 ガリツィア誕生
 - 2 マリア=テレジアのユダヤ人政策 (以上、本号)
- IV ヨーゼフ改革とガリツィアのユダヤ人
- V ヨーゼフ没後のガリツィアのユダヤ人
- VI ガリツィア・ユダヤ人の窮乏

I はじめに

ニューヨークのロウアー・イーストサイド。いまこの地区を歩いても、目につくのは漢字の看板ばかりだ。ロウアー・イーストサイドは、膨張するチャイナタウンに飲みこまれようとしている。しかしそれでも注意深く眺めれば、ニューヨークがジューヨークと呼ばれた時代の痕跡は、アパートの壁面を飾るダビデの星の装飾や、もとはシナゴグであったいくつもの建物に見つけることができる。1910年のニューヨークのユダヤ人口は約125万人で、市の総人口の4分の1を占めた。1924年になると、ユダヤ人口は推定200万人に達し⁽¹⁾、その多くが、ロウアー・イーストサイドにひしめき合って暮らしていた。

1880年代まで、新天地アメリカ（以下、アメリカ合衆国はアメリカと略記する）をめざしたのは、アイルランドやイギリス、ドイツ、北欧からの移民が中心であった。これに対して1880年代を境に、とりわけ20世紀の初めに急増するのが、イタリアや南欧、あるいはロシアや東欧からの移民である。彼ら「新移民」と呼ばれた人々のうち、ロシア領ポーランドを含むロシア帝国からアメリカに移住したユダヤ人は、1881年から1910年までの30年間で約112万人にのぼる⁽²⁾。ロシアから送りこまれるユダヤ人移民によって、ロウアー・イーストサイドには、ロシア・ユダヤ人の風俗習慣と、彼らの母語イディッシュ語が完全に通用する世界が出現した。

アメリカの移民史において、イタリア人移民やロシア・ユダヤ人移民が関心を集めるのに比べ、急増する「東欧」からの移民とは、すなわちオーストリア＝ハンガリー帝国からの移民であることは、案外、気づかれていないのではないだろうか⁽³⁾。しかし新移民のアメリカ流入がピークに達した1901年から1910年までの10年間についてみた場合、アメリカへの移住者のうち、オーストリア＝ハンガリー帝国の出身者が占める割合は24.39パーセントで、イタリアの23.26パーセント、ロシアの18.16パーセントを上回る。実数でいえば、オーストリア＝ハンガリー帝国からの移民は214万5977人、イタリアからの移民は204万5877人、ロシアからの移民は159万7306人であった⁽⁴⁾。

オーストリア＝ハンガリー二重帝国のうち、オーストリアについて見ると、1901年から1910年までの10年間の国外移住者は、エングリッシュの推定によれば111万0969人、そのうち約81.5パーセントにあたる90万4931人がアメリカに移住した⁽⁵⁾。そしてこのオーストリアのなかでも最大の過剰人口を抱え、それゆえ最大の移民を送り出した地域が、本稿で取りあげるガリツィアにほかならない。ガリツィアは、ポーランド人、ルテニア人⁽⁶⁾、ユダヤ人の混住地域であったが、彼らガリツィアのユダヤ人もまた、ポーランド人やルテニア人と同様、急増する「東欧」からの移民の一部としてアメリカに流れこみ、ジューヨークの一部を形成した。

ガリツィアがオーストリアで最大の移民送り出し地域であったこと、このことは事実としてはよく知られているが、その規模を統計によって確認することはきわめて困難である。というのもオーストリアでは、同じくエングリ

シュの推定によれば、1876年から1910年のあいだに184万5382人という規模の移民を送り出しながら⁽⁷⁾、どのような人々がどれだけ流出したのか、詳細を全国規模で明らかにする統計資料はついに作成されなかったからである⁽⁸⁾。そのためガリツィアからの移住者数を推定するさい、用いられるひとつの方法が、たとえば10年単位で、人口の自然増加率から予測される人口と実際の人口との差を求めるやり方である。それによれば、1891年から1900年のあいだに失われた人口は30万2703人、1901年から1910年のあいだに失われた人口は48万8416人であった⁽⁹⁾。喪失人口の大部分は帝国外移住によるものと推定され、それゆえ1901年から1910年についてみた場合、ガリツィアからの移住者が、オーストリアからの国外移住者約111万人のうちの4割前後を占めていたことになる。ガリツィアからの移住者も、オーストリア全体についてと同様、大部分はアメリカに移住した。

ガリツィアからの移住者のうち、ユダヤ人の占める割合はどれほどであったのか。ガリツィアのユダヤ人口についても、自然増加率によって予測される人口と実際の人口との差をとると、1891年から1900年までの10年間にガリツィアから失われたユダヤ人口は約11万人である⁽¹⁰⁾。ガリツィアのユダヤ人の場合、ポーランド人やルテニア人と異なり、その一部は帝国内移民としてウィーンに流れこんだ。しかし同時期のウィーンのユダヤ人口の増加は2万8431人であるから⁽¹¹⁾、ガリツィアから失われたユダヤ人口の多くもまた、帝国外移民として、アメリカに渡ったと推定される⁽¹²⁾。1890年のガリツィアのユダヤ人口は77万2213人、1900年では81万1371人であった。ガリツィアの総人口に占めるユダヤ人口の割合が11パーセント程度であったことを考えれば、1891年から1900年において、ガリツィアからの流出人口約30万人に占めるユダヤ人の割合は約3分の1ときわめて高く、ユダヤ人の流出はポーランド人やルテニア人に比べ、いっそう激しかった⁽¹³⁾。

人々はなぜガリツィアを棄てるのか。

移民は故郷を棄てる人であるが、むしろ多くの場合、正確には故郷から棄てられた棄民であった。ガリツィアの場合も、ガリツィアから人々を出てゆかせた最大の原因は、過剰な人口を養うことができない貧しさである。ガリツィアの総人口は、人口の流出にもかかわらず、1890年の660万7816人から

1910年の802万5675人へと、高い増加を示している⁽¹⁴⁾。その貧しさとは、どのようなものであったのか。

ガリツィアの農民解放は、1848年3月革命の勃発後、きわめて早い時期に実現された。しかし解放は、農業経営によって生計を立てることが可能な自営農を創出せず、さらに1870年代からヨーロッパで20年以上も続いた農業不況の追い打ちを受け、ガリツィアの農村社会は崩壊へと向かう。というのも農民解放にさいしてガリツィアでは、旧貴族領主が耕地の43パーセントを、また森林の90パーセントを所有し続けたのに対し、農民が獲得した土地は耕地面積全体の57パーセントで、しかもその3分の2は、約5.6ヘクタール以下の小農的土地所有でしかなかったからである⁽¹⁵⁾。さらに、1869年の農場分割禁止制度の解除と分割相続制度の導入は、小農的土地経営のさらなる零細化に拍車をかける⁽¹⁶⁾。1900年の統計によれば、ガリツィアのポーランド人就業者の80パーセント、ルテニア人就業者の94パーセントが農業に従事していたが、彼らが農業によって生計を立てるために必要な土地所有は、ガリツィアの厳しい気候条件や農業技術のおくれによる収穫量の低さを考慮すれば、10から20ヘクタールであった。ところが1902年の統計によれば、全農民のうちでこの広さの土地を持つ者は4パーセントにすぎず、2から5ヘクタールの者が37.5パーセント、2ヘクタール以下の者が42.6パーセントという有様であった⁽¹⁷⁾。農業で生計が立ち行かない者を吸収すべき他の産業のないガリツィアでは、こうしたポーランド人やルテニア人の貧農が、やむなく大西洋を渡ることになったのである。

ユダヤ人の場合はどうか。ユダヤ人をポーランド人やルテニア人よりも激しく移住へと駆りたてた背景は、どのようなものだったのだろうか。

ガリツィアのユダヤ人は、農民解放以前は貴族領主の領地経営に深くかかわりつつ、商人や職人、あるいは貴族の領地や特権の賃借人として、貴族領主と農民のあいだで特殊な社会的役割を果たしてきた。ガリツィア・ユダヤ人の移住の原因もまた貧困であったが、彼らの社会的役割の特殊性ゆえに、ガリツィア・ユダヤ人の貧困は、歴史的にポーランド人やルテニア人の農民とは異なる相貌をおびる。さらに彼らの貧困は、キリスト教社会のなかの被差別マイノリティであるがゆえの特殊性をおび、ガリツィア・ユダヤ人の生

活を希望のないものにした。

本稿では、まず次章で、18世紀末の分割以前のポーランドでユダヤ人が果たしていた西欧のユダヤ人とは異なる社会的役割を明らかにする。次いで、これまでの研究では、ユダヤ人の帝国外移住が本格化する19世紀末のガリツィアの、いわば移住と同時代の時期のガリツィアの貧困が取りあげられることが多かったのに対し⁽¹⁸⁾、本稿では、ガリツィアがオーストリアに併合された時代にさかのぼり、併合後に開始されるガリツィアの近代化のなかで、ユダヤ人社会の窮乏がどのように深刻化していったのかを中心にみる。

なおガリツィアを論ずる場合、地名を何語で表すかという問題がつねにつきまとう。ガリツィアは18世紀末にポーランド領からオーストリア領となり、第一次世界大戦後ポーランドに復帰した後、第二次世界大戦後は、西ガリツィアはポーランドに、東ガリツィアはウクライナに帰属した。地名はポーランド語、ドイツ語、ウクライナ語で、微妙にあるいは著しく異なる。本稿では、ガリツィアの地名は原則的にポーランド語で表し、適宜、括弧を用いてドイツ語での地名を示した。ただし例外はレンベルクである。本稿に頻出するこの街の名は、ポーランド語ではルヴフ、ドイツ語およびイディッシュ語ではレンベルク、ウクライナ語ではリヴィウであるが、ガリツィアのユダヤ人問題を扱う本稿では、イディッシュ語ユダヤ人に対する筆者の多少の思い入れもあって、レンベルクでとおした。

- (1) 野村達朗『ユダヤ移民のニューヨーク』山川出版社、1995年、25ページ。
- (2) Samuel Joseph, *Jewish Immigration to the United States from 1881 to 1910*, New York 1914, p. 164. ジョーゼフによれば、1881年から1910年の30年間で、ロシア領ポーランドを含むロシア（以下、ロシアにはロシア領ポーランドが含まれる）からアメリカへの移住者は231万5868人、そのうちユダヤ人は111万9059人で、48.3パーセントを占める。ロシアこそ、ニューヨークのユダヤ人口の最大の供給地であった。ただしジョーゼフによるユダヤ人移民の数は、あくまでも推定である。1899年までアメリカでは、移民に関して出身国別調査は行われたが、移民を民族別に集計した公の資料は作成されなかった。そのためジョーゼフが用いたおもな資料は、移民の主要な到着港であったニューヨーク、フィラデルフィア、ボルティモアで、ユダヤ人移民の援護にあたった団体が作成した記録である（Joseph, *ibid.*, p. 87）。1899年以降はアメリカの移民局により、出身国別統計や民族別統計をはじめとして、移民の実態を明ら

かにする詳細な統計資料が作成されるようになったが、そのさい民族を区別する基準は母語に求められ、ユダヤ人に関しては、イディッシュ語を母語とする者のみが「ユダヤ人」とされた。したがってユダヤ教徒であってもポーランド語を母語とする者は、ポーランド人と数えられることになる。アメリカでは、移民の宗教別調査は行われなかった。

野村達朗氏によれば、ロシアでは1881年から1914年のあいだに国外移住したユダヤ人は、その75パーセントから81パーセントにあたるアメリカへの移住者を含み、全体で約200万人にのぼった。1897年の国勢調査でロシアのユダヤ人口は521万5805人であったから、ロシアからのユダヤ人の流出の激しさがわかる（野村，前掲書，22ページ）。その社会的背景については、野村，前掲書のほか、ツヴィ・ギテルマン，池田智訳『ロシア・ソヴィエトのユダヤ人100年の歴史』（明石書店，2002年）の第1章，野村真理『西欧とユダヤのはざま』（南窓社，1992年）の第4章を見よ。

- (3) その理由のひとつは、たとえば「イタリア人」と異なり、「オーストリア＝ハンガリー人」というまとまりが、移民にかかわる社会問題を論ずるにあたって、あまり意味を持たないことに求められるだろう。オーストリア＝ハンガリー帝国の出身者は、ポーランド人やチェコ人やハンガリー人に区別されてはじめて、彼らを送り出した地域の事情や、それぞれの移民集団が持つ特性、あるいは移住先でそれぞれの集団が他の民族集団と取り結ぶ関係を論じることができるからである。
- (4) Karl R. v. Englisch, Die österreichische Auswanderungsstatistik, in : *Statistische Monatschrift*, Bd. 39, 1913, S. 89.
- (5) Ebd., S. 73.
- (6) 第一次世界大戦後にウクライナ人という呼称が一般化するまで、彼らはルーシン人と名のり、ドイツ語ではルテニア人と呼ばれた。
- (7) Englisch, a.a.O., S. 73.
- (8) ここでオーストリアからの移民について、資料上の問題を指摘しておこう。オーストリアでは、ロシアやイタリアと同様、1880年代から本格的な国外移住が始まるが、本文でも述べたように、その状況を明らかにする全国規模での統計資料は作成されなかった。1913年にいたって統計をとるための準備がほぼ整いかけたとき（Englich, a.a.O., S. 65），オーストリア帝国はすでに崩壊の前夜だった。そのためオーストリアからの移民の実態を知るには、移民たちの出発港に残された記録や、移住先で作成された移民に関する出身国別調査その他を利用するしかない。オーストリアからの移民の出発港は、ドイツのハンブルクやブレーメンをはじめとして、オランダやベルギーの港であったが、本文中の英語による移民数は、これらの港に残された記録から算出されたものである。

オーストリア＝ハンガリー帝国からの移民は、その約80パーセントがアメリカに向かったが、彼らの民族別構成を知るには、注(2)で述べたように、アメリカの移民局で1899年から本格的に作成された統計資料が役に立つ。しかしアメリカの統計では、オー

ストリアからの移住者とハンガリーからの移住者が区別されず、オーストリア＝ハンガリー帝国からの移住者としてまとめられているため、ユダヤ人のように二重帝国の双方に住む場合、どちらの出身であるか区別できない。注(2)に名をあげたジョーゼフは、アメリカに移住したユダヤ人移民に関して詳細な統計的研究を行ったが、そこでもオーストリア＝ハンガリー帝国出身のユダヤ人は、ひとまとめにして扱われている。

さらに同じく注(2)で述べたように、アメリカの統計ではイディッシュ語を母語とする者がユダヤ人とされたが、これも問題である。オーストリアのユダヤ人口はユダヤ教徒人口で表されるが、オーストリアからのユダヤ人(ユダヤ教徒)移住者には、もはやイディッシュ語を母語としない者も多く、さらにイディッシュ語を母語とする者であっても、アメリカ入国のさい、そのように届け出なかった者も少なからずいたと考えられるからである。というのもオーストリアの人口調査では、各人は、国家の指定する9の民族言語(ドイツ語、チェコ・スロヴァキア語、ポーランド語、ルテニア語、スロヴェニア語、セルボ・クロアチア語、イタリア語、ルーマニア語、ハンガリー語)から自分の日常使用言語を選択回答することになっていたが、イディッシュ語はこの民族言語に入っておらず、そのため、たとえばガリツィアでは、多くのユダヤ人がポーランド語を選択した。移住のさいも、この習慣が引き継がれた可能性を排除できない。すなわちオーストリア＝ハンガリー帝国出身の移民で、アメリカの統計でポーランド人と数えられた人々のなかに、多数のユダヤ人が含まれていたのではないかと推定されるのである。

(9) Englisch, a.a.O., S. 154.

(10) *Die Juden in Oesterreich*, hrsg. v. Bureau für Statistik der Juden, Berlin 1908, S. 42.

(11) Ebd., S. 14.

(12) ユダヤ人口はユダヤ教徒人口によって表されるため、改宗者や棄教者は、統計上、ユダヤ人口の減少をまねく。しかしここでは、この人数はほとんど無視してよいだろう。

(13) 1901年から1910年については、ガリツィアのユダヤ人口の自然増加率が不明であるため、仮に1890年から1900年の場合と同じ増加率を適用すると、1910年のユダヤ人口は96万6992人となる。同年の実際のユダヤ人口は87万1895人であるから(Adam Wandruszka u. Peter Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd. III/2, Wien 1980, S. 882), 1901年から1910年のあいだに失われたユダヤ人口は9万5097人となる。本文で述べたように、同時期にガリツィアから失われた人口は48万8416人であるから、ユダヤ人の占める割合は約5分の1で、ユダヤ人がガリツィアの総人口に占める割合(約11パーセント)に比べ、高い割合を示していることがわかる。

(14) Englisch, a.a.O., S. 154.

(15) 佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究』多賀出版, 1992年, 343ページ。

(16) 同書, 345ページ。

(17) Wandruszka u. Urbanitsch (Hg.), a.a.O., Bd. III/ 1, S. 540f.

(18) ガリツィアの貧困と移住の問題を扱った文献として、たとえば下記のものがある。

Klaus Hödl, „*Vom Shtetl an die Lower East Side*“. *Galizische Juden in New York, Wien/Köln/Weimar* 1991. Ders., *Als Bettler in die Leopoldstadt. Galizische Juden auf dem Weg nach Wien*, Wien/Köln/Weimar 1994. 大津留厚「ガリツィア・ユダヤ人のアメリカ」, 山田史郎他著『移民』ミネルヴァ書房, 1998年, 所収。

II 分割以前のポーランドのユダヤ人の状況

1 ポ・リン

分割前夜のポーランド (Rzeczpospolita) に、どれほどのユダヤ人がいたのか。1764年に行われたユダヤ人口調査によれば、ポーランドのユダヤ人口は58万7658人で、そのうち43万0009人がポーランド王国 (Korona, Królestwo Polskie) に、15万7649人がリトアニアに住んでいた⁽¹⁾。当時の調査に厳密な正確さを期待することはできず、実際のユダヤ人口は、ポーランド王国に54万9000人、リトアニアに20万1000人、合わせて75万人との推定もあるが⁽²⁾、いずれにせよわれわれにとって興味深いのは、ポーランド王国のユダヤ人口の偏りである。すなわち1764年の調査によれば、ポーランド王国の43万9人のユダヤ人のうち、ベウツ、ルーシ、ヘウム、ヴォウイン、ポドレ、プロツワフ、キュフ (キエフ) の各県で構成される地域 (ここではウクライナと呼ぶ) に住む者が25万8205人で、ポーランド王国のユダヤ人口の60パーセントを占める⁽³⁾。このウクライナは、人口的にはポーランド人よりルテニア人が多数を占める地域である⁽⁴⁾。

なぜこのような偏りが生じたのか。本章では、後論に関係するかぎり、ユダヤ人のポーランド移住の経緯と、ポーランドでユダヤ人が果たした社会的、経済的役割、および分割前夜のポーランドのユダヤ人社会の状況についてまとめておきたい。以下でポーランドという場合、とくにことわらないかぎりポーランド王国をさす。

ユダヤ人のポーランド移住については、東の黒海沿岸地方からポーランドにいたるルートも存在しはしたが、ポーランド・ユダヤ人の母体はスラヴ人地域のユダヤ人ではなく、西のドイツ語圏のユダヤ人であったと考えられている。このことは史料的にも確認される。ユダヤ人は1096年に始まる十字軍

時代以降、西ヨーロッパでユダヤ人に対する迫害や都市からの追放が頻発するなかで、まずはドイツやチェコに隣接するシロンスク（シュレージエン）地方に避難先を求め、そこから徐々にプウォツク（1237年）、カリシュ（1287年）クラクフ（クラカウ）（1304年）など、ポーランド内部に居住地域を広げていった⁽⁶⁾。

ユダヤ人を東へと導いたのは、ポーランドの王たちの手厚い保護政策であった。ユダヤ人のあいだでは、ポーランドという地名は、ヘブライ語で「ここにとどまれ」を意味する「ポ・リン」に由来すると言い伝えられたが⁽⁶⁾、この伝説もまた、西ヨーロッパで迫害に苦しむユダヤ人にとって、ポーランドは希望の地であり、またポーランドの王にとって、ユダヤ人は、黄金の山をもたらす人々であったことを示している。商業や職人業がいまだ未発達なポーランドで、王たちはユダヤ人移住者たちの経済的価値に着目した。ヴィエルコポルスカ公国のボレスワフ敬虔公は、1264年のカリシュの規約によってユダヤ人を「王の隷属民」と規定し、ユダヤ人が支払う税や、王の必要に応じてユダヤ人が調達する金と引きかえに、ユダヤ人を法的に王権の直接的な保護のもとにおく。ユダヤ人には、経済活動の自由や生命および財産の安全、宗教の自由が保障され、ユダヤ教の宗教法にもとづきゲマインデ⁽⁷⁾の行政を自治的に司る権利も認められる。

カリシュの規約は、その後のポーランド王たちのユダヤ人保護令の基礎となったが、1334年のカジミェシュ3世大王もまた、ヴィエルコポルスカのユダヤ人に対して規約の原則的有効性を確認し、1364年と1367年の規定によって、その適用範囲を大王の全支配領域に拡大した。大王は「王の隷属民」たるユダヤ人を当時ポーランドの都市で通用していたマグデブルク法の適用対象から除外し、王が任命する地方官（ヴォイエヴォダ）あるいは王自身の裁判権のもとにおき、ユダヤ人に対して土地や家屋を取得する権利も含め、大幅な経済活動の自由を与えた。カジミェシュ3世大王の規定は、後にさまざまな制約を加えられながらも、基本的には18世紀末のポーランド分割にいたるまで継承された。

西ヨーロッパで黒死病の流行が大規模なユダヤ人迫害を引き起こした14世紀半ばにあつて、カジミェシュ3世大王による厚遇は、ポーランドへのユダ

ヤ人移住を促進し、レンベルク（1356）年、サンドミェシュ（1367年）、クラクフ近郊のカジミェシュ（1386年）をはじめ、ポーランドの多数の都市にユダヤ人居住地区ができる。ユダヤ人の多くは、近郊あるいは遠隔地交易に携わる商人や金融業者、あるいはユダヤ人とキリスト教徒双方の需要を満たす職人として活躍したが、商業や金融業で資金を蓄えた者は、租税や通行税、酒税などの徴税請負、塩鉱の経営権や貴族の領地の経営権の賃借業へと進出した⁽⁸⁾。王が持つ徴税特権や塩鉱の経営権、あるいは貴族の領地などを賃借し、賃借料を前払いするかわりに、その特権あるいは領地から得られる収益を自分のものにする仕組みは、ジェルジャヴァあるいはアレンダと呼ばれる。アレンダとは、中世ラテン語起源のポーランド語で賃貸借を意味した。

ポーランド全土にユダヤ人居住地が広がったとはいえ、15世紀末まで、ポーランドのユダヤ人口はまだきわめて少ない。推定によれば、1500年当時のユダヤ人口はポーランドに1万8000人、リトアニアに6000人で、両国あわせて全人口の1パーセントに満たなかった。ところが16世紀を通じてユダヤ人移住者の数が増加したため、17世紀半ばのポーランド・リトアニア国のユダヤ人口は推定約50万人、全人口の5パーセントに達するにいたる⁽⁹⁾。このユダヤ人の移住と、先に見たユダヤ人口のウクライナへの集中を促進したのが、バルト海貿易の繁栄と、マグナート（大貴族）やシュラフタ（貴族）によるウクライナ開発であった。

西ヨーロッパを市場とするポーランド産の穀物や森林資源の輸出は、すでに15世紀末から活況を呈していたが、16世紀にいたり、人口の増加した西ヨーロッパで穀物価格が上昇すると、ポーランド産の安価な穀物の輸出にさらなる拍車がかかった⁽¹⁰⁾。ウクライナ地方の大部分は、1569年のルブリン合同までリトアニアに属していたが、それがポーランド王国領に編入されると、穀物輸出の好況に勢いづくポーランドの貴族たちは、西ヨーロッパ向けの市場作物を増産するため、競ってウクライナに進出する。彼らは、開墾やルテニア人農民の土地を奪うことによって領主直営地を拡大し、また交易の拠点となる私領都市を建設した。バルト海貿易の中心港グダンスク（ダンツィヒ）からの穀物輸出量は、16世紀を通じて10倍に急増する。ポーランドが西ヨーロッパから輸入したのは、毛織物をはじめとする手工業製品、植民地物産、

ワインなどであったが、貿易のバランスはポーランド側の輸出超過であった⁽¹¹⁾。ポーランド・リトアニア国は、その版図が広大であったばかりでなく、この貿易によって経済的にも大いに繁栄した。そして、領主直営地の拡大と市場作物増産のための賦役の強化は、ルテニア人農民にとって地獄といわれた状況を作り出した一方、ウクライナで貴族領主たちの領地経営に深くかわり、彼らと繁栄をともにしたのがユダヤ人である。

ポーランドの貴族領主が進出した当時、住人といえばルテニア人の農民ばかりで、経済的にほとんど未開発であったウクライナは、ユダヤ人に対しても豊富な経済的チャンスを提供した。ポーランドではキリスト教徒の商人や職人が成長するにしたがい、この時期、古い歴史を持つ都市や、とりわけ王領都市では、彼らの圧力で、彼らと競争関係にあったユダヤ人の経済活動は著しく制限される方向に向かう。さまざまな抜け道があったとはいえ、16世紀半ばには、20を超える都市がユダヤ人の居住を禁止する「ユダヤ人不寛容特権」を獲得した。これに対して新しくウクライナに建設された貴族の私領都市や市の開催権を持つ市場町は、ユダヤ人の商人や職人を積極的に誘致し、彼らの経済活動にほとんど無制限の自由を与える。そのためウクライナは、多くのユダヤ人移住者を呼びよせることになった。さらに貴族領主にとってユダヤ人は、領主の直営地や特権の有能な賃借人でもあった。

一定の広さ以上の領地を持つシュラフタや、とりわけポーランドのあちこちに広大な領地を持つマグナートは、みずからは直営地の経営にあらず、直営地を分割し、それぞれ、その経営権を賃貸する方法をとった。アレンダといわれるこの仕組みで、賃借人は、賃借した領地に対して賃借料を前払いするかわりに、その土地からあがる収益を自分のものとする。そのさい農産物生産は、天候不順や農産物価格の変動に影響され、賃借料に見合った収益をもたらさない場合もあったが、損失は、賃借料の値引き交渉も行われたとはいえ、原則的には賃借人が負った。これによって領主は直営地を経営する煩わしさから解放されるのみならず、農産物生産にともなうリスクを最小限にとどめて確実な収入を確保することができ、アレンダは、領主にとって利点の多い制度であった。さらに領主は、領地の農民に対して領主が所有する製粉所の使用を強制する権利や、領地で酒の製造権と居酒屋の経営権を独占

し、農民に対して領主の酒以外の酒の購入を禁止する権利（プロピナツィアの権利）持っていたが、これら領主の持つ特権のすべてが賃貸の対象となり、また領主の養魚池や、領主が建設した橋の使用にかかる料金の徴収も賃貸の対象になりえた⁽¹²⁾。

アレンダにおいて、たとえば大規模な徴税請負などはかなりの元手を必要とするため、それを行うことができるユダヤ人は裕福な商人や金融業者にかぎられる。これに対して、この時期のウクライナで貴族が持つ諸特権の賃借人となったのは、むしろ少額の元手をやりくりすることしかできないユダヤ人たちであった。アレンダにおける賃借人は、イディッシュ語ではアレンダールまたはレンダールと呼ばれる。零細なアレンダールやレンダールは、ポーランドやウクライナのユダヤ人のイディッシュ語民話に登場するもっともおなじみの人物の一人であるが⁽¹³⁾、非ユダヤ人の世界でも、アレンダといえただだちにユダヤ人が連想されるほど、ユダヤ人はこの制度に深くかかわった。さらにポーランドでおよそ貴族と呼ばれる人々であれば、アレンダールのほかに、ファクトールと呼ばれるユダヤ人の一人や二人を抱えているのが普通である。ファクトールとは、貴族の家に出入りする便利屋で、貴族の領地からあがる産物の販売や、貴族が必要とする物品の調達を手がけるほか、貴族の館の修繕の手配、恋文の取り次ぎ、売春の仲介まで、あらゆる雑用を引き受けた。ファクトールは、アレンダールの副業である場合も多い⁽¹⁴⁾。

16世紀ポーランドのユダヤ人社会は、全体的には豊かで安定していたといわれる。もちろん、ユダヤ人のすべてが豊かだったわけではない。アレンダールにも、大アレンダールとその子にあたるアレンダールが存在した。すなわち大アレンダールは領主から領地や特権を一括して賃借し、それを分割して子アレンダールに賃貸する。中間利益を稼ぐ者が入れば入るほど、末端に位置する賃借人の儲けは少なく、一家の生活を成り立たせるのがやっとであった。しかし彼らのかつかつの生活もまた、ルテニア人農民からの激しい収奪の上に成り立っているのである。貴族の領地経営の片棒を担ぐユダヤ人は、農奴制にあえぐルテニア人農民の恨みを買わずにはいなかった⁽¹⁵⁾。1648年のポグダン・フメリニツキの反乱は、ポーランドにおいてユダヤ人の楽園と呼ばれた時代に終止符を打つ。1648年春、フメルニツキに率いられたウクライ

ナ・コサックがポーランドの支配に対して反乱を起こすと、ルテニア人農民の多くがこの反乱に合流した。反乱軍は、いたるところでポーランド人と、その手先としてのユダヤ人を虐殺する。ユダヤ人の犠牲者は10万人から12万5000人ともいわれ⁽¹⁶⁾、ウクライナのユダヤ人社会は壊滅的な打撃を被った。

- (1) Antoni Podraza, *Jews and the Village in the Polish Commonwealth*, in: Antony Polonsky, Jakub Basista and Andrzej Link-Lenczowski (ed.), *The Jews in Old Poland 1000-1795*, London/New York 1993, p. 303.
- (2) *ibid.*, p. 303. 18世紀ポーランドのユダヤ人口を統計学的に研究したマーラーは、1764年のユダヤ人口調査には含まれない1歳未満の乳児(6.35パーセント)を加え、さらにユダヤ人口の約20パーセントが調査からもれていると推定して、ポーランドのユダヤ人口は約75万人であったとする。
- (3) *ibid.*, p. 304.
- (4) 第3章第1節の注(4)を見よ。
- (5) 史料的に最も早くは、第1回十字軍時代の1097年あるいは1098年に、チェコのプラハで迫害されたユダヤ人がシロンスクに到着したことが知られている。西ヨーロッパのユダヤ人をめぐる状況は、十字軍時代以降悪化し始め、とくに1347年から1351年にかけて黒死病が猛威を振るった時期には、虐殺あるいは追放によって多くのゲマインデ(注(7)を見よ)が絶滅した。ユダヤ人が井戸に毒を流したという浮説が流布し、ユダヤ人が黒死病の責任を問われたのである。同時代人で、ヴェルツブルクの新大聖堂参事会員であったミヒヤエル・ドゥ・レオーネの年代記は、ヴェルツブルクのユダヤ人の虐殺について、次のように伝えている。

「1349年ユダヤ人は、めらめらと燃え上がる炎のなかで死んでいった。ユダヤ人たちは聖ヴィクトルの日の明け方に死んだ。(引用中略)ユダヤ人は井戸に毒を投げこんだことでその極悪非道を証明したのだ。であるからユダヤ人は命を失い、ヴェルツブルクの大広場では(今日のごろは)ユダヤ人の業苦の修羅場を見せるところになってしまった。」「ああ、読者よ、気をつけよ。ユダヤ人がわれわれキリスト教徒にしむけた残酷性が、今度は自分たちに火を放ち、炎とともに燃えていったことを。その残酷性のゆえにユダヤ人は井戸に毒を投げ、実際あらゆる町並みで手ずから不埒なことをやってのけた。それゆえにユダヤ人が、みないっしょに責めさいなまれるのも自業自得。この恐ろしい民族はヴェルツブルクの地ではすっかり抹殺されたのだ。」(クラウス・ベルクドルト、宮原啓子、渡邊芳子訳『ヨーロッパの黒死病』国文社、1997年、229-230ページ。)

後述するポーランドの王のユダヤ人保護令は、西ヨーロッパの王たちの保護令を模範としたものであったが、この時期の西ヨーロッパでは、もはや王権は民衆によるユダヤ人迫害を阻止することはできなかった。

- (6) この言伝えは、Heiko Haumann, *Geschichte der Ostjuden, erweiterte Neuauflage*, 5. Aufl., München 1999, S. 19-20, (ハイコ・ハウマン, 平田達治, 荒島浩雅訳『東方ユダヤ人の歴史』鳥影社, 1999年, 23-24ページ)でも紹介されている。「イスラエルの人々は見た。苦難がたえず新たに繰り返され、悪しき定めがいや増し、迫害が増大してゆくさまを。隸属が大きく広がりゆき、悪の支配が次から次へと悲運をもたらし、次から次へと迫害を重ねるさまを。憎悪に燃える者に対して、たじろがずにいることはもはや無理なはなしであった。——そこで人びとは旅の道へと歩み出て、じっと目を凝らし、世の道を問うたのであった。安寧を見出すための、ここで踏み出すべき正しい道はどれであるのか、と。するとそのとき、天から一葉の紙片が舞い落ちた。紙片には『ポーランドへ行け』とのことば。

かくして彼らはポーランドへ行き、王に黄金の山をまるごと贈ると、王は礼をつくして彼らを受け入れた。神も彼らのことを心に掛けてくださり、彼らが王と諸侯とに気に入られるようご配慮くださった。

中略

ポーランドというこの土地の名が、聖なる源、すなわちイスラエルの人々の言葉に由来すると信じる者もある。というのは、人々がこの地へ向かってやって来たとき、イスラエルの人びとは『ポ・リン』ということばを口にした。これは『ここで泊まりなさい』という意味である。そこで人びとは、こう考えたのである。神が散り散りになってしまったイスラエルの人びとを再びお集めになられるまで、われらはここに宿ることにしよう、と。

私たちの父祖はこのような話をしてくれたものである。」

- (7) ユダヤ教徒によって構成される自治の共同体については、本章の第2節で再述するが、ドイツ語ではゲマインデ、ポーランド語ではグミナあるいはヘブライ語起源の語でカハウまたはケヒラと呼ばれる。煩わしさを避けるため、本稿ではゲマインデのみを用いることにする。
- (8) ただしヴィエルコポルスカ、マウォポルスカ、マゾフシェでは、ポーランド・リトアニア国の全国議会（セイム）による禁止措置と、ユダヤ人の全国会議であるヴァアドによる自粛措置により、1581年、ユダヤ人が、大規模な徴税請負や王室所有の塩鉦の賃借など、王国の公的収入源を賃借することが禁じられた。背景には、それまで賃借を独占していたユダヤ人に対抗して、賃借業に進出しようとするシュラフタの動きがあった。ヴァアドについては次節を見よ。
- (9) Haumann, a.a.O., S. 38. ハウマン, 前掲訳書, 52ページ。
- (10) ポーランド産の輸出穀物の約8割は、ネーデルランド向けであった。バルト海貿易の中心港グダンスクでの穀物価格は、1551年から1600年までの平均で、ネーデルランドの価格の53パーセントである。ヴィルヘルム・アーベル, 寺尾誠訳『農業恐慌と景気循環』未来社, 1972年, 135ページ。
- (11) 伊東孝之, 井内敏夫, 中井和夫編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社,

1998年, 120ページ。

- (12) アレンダ制については、ポーランドのマグナート、シェニアフスキ=チャルトリスキー族の領地経営を対象としたロスマンによる詳細な研究 (M. J. Rosman, *The Lords' Jews. Magnate-Jewish Relations in the Polish-Lithuanian Commonwealth during the Eighteenth Century*, Cambridge, Massachusetts 1990) がある。この一族は、1731年にシェニアフスキ家のマリア・ゾフィアとチャルトリスキ家のアウグスト・アレクサンデルの結婚により、ウクライナをはじめ、ポーランド全土に広大な領地を所有することになったものである。

ロスマンによれば、アレンダ制において、領地や特権の賃借期間は通例1年から3年である。賃借人の選択に関しては、ユダヤ人の場合、賃借人同士の過当競争を防止するため、原則的にはゲマインデが認可した者のみが賃借人となる資格を持つとされたが、ゲマインデの権威は、領主と賃借人の双方から無視されることが多かった。領主は少しでも有利な契約を結ぼうとし、賃借人もまた高い賃借料を申し出ることによって競争者を出し抜こうとしたからである (ibid., p. 120ff.)。賃借料は4半期ごとに分割して支払われたが、そのさい領主のもとに現金が送られたわけではない。1年分の賃借料の4分の1にあたる金額は、領主が3ヶ月間にその賃借人から引き出せる現金の限度額を示していた。すなわち領主はある品物を購入すると、その品物に対する支払い命令書を賃借人のもとに送り、実際の支払いは、賃借人によって賃借料から差し引かれる形で行われた。3ヶ月ごとに領主のもとに届くのは、領主が賃借人から引き出した金額を示す計算書のみである。このシステムによって領主は、手許に大金を保管するリスクと、みずから帳簿をつけて金の出入りを記録する手間と時間を省くことができた (ibid., p. 128ff.)。

- (13) たとえばイディッシュ語の民話集 J. L. Khahan, *yidische folks-maysies*, Wilno 1940 や Naftoli Gros, *mayslekh un mesholim*, New York 1955 (いずれもイディッシュ語はローマ字表記してある) を見よ。カハンの民話集の28番に収録された民話は、ビアトリス・S・ヴァインライヒ編、秦剛平訳『イディッシュの民話』(青土社, 1995年)の第71話でも読むことができる。アレンダールあるいはレンダールに対して、領主はイディッシュ語でポレツツと呼ばれる。

- (14) たとえばガリツィアを舞台とするザッハー=マゾフホの小説『密使』に登場するユダヤ人レヴィ・モーゼスや、『コロメアのドン・ジュアン』に登場するファクトールを見よ。いずれの作品もレーオポルト・ザッハー=マゾフホ、種村季弘訳『密使』(ザッヘル=マゾフホ選集第4巻, 桃源社, 1977年)に収録されているが、訳語には問題点が多い。また (Franz Kratter), *Briefe über den itzigen Zustand von Galizien*, Tl. 2, Leipzig 1786, Neudruck, Berlin 1990, S. 29も参照。

- (15) アレンダ制におけるポーランド人貴族とユダヤ人、またユダヤ人とルテニア人農民の関係については、拙稿「東ガリツィアのポーランド人・ユダヤ人・ウクライナ人」(大津留厚他著『民族』ミネルヴァ書房, 近刊, 所収)で論じた。領主の領地経営の

末端に位置するユダヤ人のアレンダールとルテニア人農民との関係は、緊張をはらんだものにならざるをえなかったが、にもかかわらず都市と農村の仲介者としてのアレンダールは、農民にとっても必要不可欠な存在であった。アレンダールは、農民の余剰生産物を買取って都市で売り、また都市で生産される手工業製品や雑貨を仕入れて農村にもたらし、農民の需要を満たす役割を担った。

(16) Haumann, a.a.O., S. 40. ハウマン、前掲訳書、55ページ。

2 ポーランドの経済的衰退とユダヤ人

繁栄を誇ったポーランドの穀物輸出も、1618年にピークを迎えた後、17世紀半ばになると急速に衰え始める。グダンスクからの穀物輸出货量は、17世紀前半には年平均14万トン、1618年のピーク時には24万トンに達したが、17世紀後半には年平均8万トンにまで減少した⁽¹⁾。減少の原因は、16世紀末から17世紀にかけてヨーロッパ全体で農産物価格が下落したことと、1648年に始まるウクライナ・コサックの反乱を皮切りに、ポーランドではロシアやスウェーデンを相手とする戦乱が相次ぎ、穀物の生産量そのものが減少したことにあると考えられている。さらに18世紀になると西ヨーロッパの穀物事情は大幅に改善され、西ヨーロッパの穀物供給地としてのポーランドの役割は終わった。この穀物輸出の衰退は、生産者であるシュラフタやマグナートを直撃せずにはいなかった。零細なシュラフタの領地経営は破綻をきたし、彼らはマグナートに領地を売却せざるをえない状況に追いこまれた。

ポーランド・リトアニア国は、しばしば「貴族（シュラフタ）の共和国」と呼ばれる。ポーランド・リトアニア国の人口は16世紀末で約750万人（ポーランド王国400万人、リトアニア350万人）であったが、人口の1割弱を占める貴族身分が選挙によって国王を選出し、身分制議会を通じて国政の主導権を握っていたからである⁽²⁾。そのさい地方レベルの議会はシュラフタの直接民主制、中央レベルでは間接民主制がとられたが、シュラフタ内部で経済的階層分化が進行するにしたがい、落ちぶれたシュラフタの境遇は惨めなものとなる。領地を失ったシュラフタのなかには、マグナートの使用人となって貴族ではない使用人と同様の扱いを受け、あるいは農民と同じく賦役に従事する者もでた。彼らは小作貴族、賦役貴族、あるいはサンダル履きの貴族などと馬鹿にされ、彼らがかろうじて貴族の体面を保つことが許されるのは、

身分制議会の開催中、自分が配下に下ったマグナートのために都合のよい1票を投じるときのみであった⁽³⁾。

他方マグナートは、破産したシュラフタの土地を吸収して領地経営を大規模化し、穀物価格の低下による収入の減少を総生産量の増加によって補おうとする。しかし賦役という強制労働に従事する農民に生産意欲があろうはずもなく、また特定の市場作物の連作による地味の枯渇、相次ぐ戦乱による農地の荒廃で、領地経営の生産性はますます低下した。17世紀後半のポーランドは、穀物の収穫率そのものも、もはや繁栄期の水準を維持することはできなかった。農民たちもまた、戦乱による農地の荒廃と、生産コストの削減をはかる領主によって強化された賦役のため、自分たちの保有地で換金作物を栽培する余裕を失う。賦役は、領主の直営地で行う農耕賦役のほかにも、生産物や家畜などの運搬賦役、狩猟賦役、漁労賦役、領主の建造物の修理や建築、領主の館内での家内労働など多岐にわたる。賦役の日数は季節によって異なるが、平均して週3日、播種や刈り入れなどの繁忙期には週6日、1日当たりの労働時間は冬季で8時間、夏季には12時間という苛酷なものであった。農民の窮乏化は、農村地域の交易の拠点であった都市の衰退をまねいた。

ポーランド全体が経済的に衰退してゆくなかで、ポーランドのユダヤ人社会もまた窮乏化を免れなかったが、ユダヤ人がおかれた特殊な状況は、彼らの窮乏化に拍車をかけることになる。以下でその様相を確認しておこう。

16世紀ポーランドのユダヤ人口の増加については前節で述べたが、ポーランドの王たちは、上昇期にあったユダヤ人社会の経済力を見逃しはしなかった。「王の隷属民」たるユダヤ人に対する人頭税は、ジグムント1世老王のもとで課税が試みられた後、1549年にユダヤ人1人当たり1ズウォティの人頭税が導入される。しかし王国政府は、課税すべきユダヤ人口を調査する機関も、個々のユダヤ人から確実に徴税できる機関も持たなかったため、人頭税収入はいっこう増加しなかった。そこで政府は、人頭税の徴収をユダヤ人自身に請け負わせることにし、1579年に一括請負課税方式の導入に踏み切る。そして1580年あるいは1581年にルブリンで最初のユダヤ全国会議(ヴァアド・アルバ・アラツォート、以下、本稿ではヴァアドと記す⁽⁴⁾)が開催され、そこでユダヤ人自身により、ヴァアドが国家から請け負った人頭税額を各地方

のゲマインデにいかに割り振って負担させるかが決定された。

以後のヴァアドは、ポーランドのユダヤ人社会を自治的に運営する小政府のごとき機能を備えた組織へと発展するが、国家との関係でいえば、その最も重要な任務はユダヤ人頭税の支払いであった。ところがポーランドのユダヤ人社会が窮乏化するなかで、ヴァアドは多額の負債を抱えこみ、人頭税を滞納するようになるのである。1717年から1764年まで、ポーランドの国会で定められたユダヤ人に対する人頭税は年額22万ズウォティであったが、1741年のヴァアドは、国家に支払うべき人頭税やそのほかにも必要な支出に加え、純然たる負債だけで11万5350ズウォティを抱えながら⁽⁵⁾、支出に対応する目処も負債を返済する目処も立たない状態であった。そのためついに1764年、国家にとって意味のなくなったヴァアドは国家の手により解体される。しかし国家に、ヴァアドにかわる徴税機関があったわけではない。同じく1764年に1人につき2ズウォティに引きあげられたユダヤ人頭税の徴収は、ヴァアド解体以後、結局、ユダヤ人社会の末端組織であるゲマインデに請け負わせるほかなかった。しかしそのゲマインデが抱える負債額は、ヴァアドのそれをさらに凌ぐものであった。一例をあげれば、1727年のレンベルクのゲマインデでは、市参事会に対して支払うべきさまざまな納付金の未払い分だけでも43万8410ズウォティに達し、1772年には、その額はじつに100万ズウォティに達する。借金は、市参事会に対するものだけではない。レンベルクがすでにオーストリア領となった1777年、ゲマインデは、聖職者から借りた借金の利子だけで、ゲマインデの収入の約75パーセントにあたる4万1700ズウォティを支払っている。4万1700ズウォティから推測されるゲマインデの収入額を考えれば、100万ズウォティという借金は、天文学的数字ともいえるものだった⁽⁶⁾。

ヴァアドやゲマインデに好んで金を貸したのは、イエズス会やドミニコ会をはじめとする修道会、教会、あるいはマグナートや都市の参事会などである。というのもゲマインデが借金をする場合、ゲマインデの構成員全員、あるいはゲマインデの地方的連合体、さらにはヴァアドが、その持てる財産のすべてを担保として保証人になったからである。それゆえ貸し手にとってゲマインデは、確実な借り手と思われた。貸し手たちは、いわばゲマインデに

投資し、必要なときに金を引き出す銀行のごとくゲマインデを利用したのだが、ふたを開けてみれば、この銀行は倒産寸前だったのである。

ポーランドのユダヤ人社会は、なぜこのように多額の負債を抱えることになったのか。

たとえばカロの『レンベルクのユダヤ人の歴史』(1894年)⁽⁷⁾を繙けば、そこに綿々と綴られるのは、キリスト教社会での活動を寛容されているだけのユダヤ人社会が、寛容を手に入れるため、いかに多くの金を支払わなければならなかったかということである。

ポーランドの歴代の王権は、みずからの財産であるユダヤ人を保護しようとしたが、16世紀にいたると、ユダヤ人の経済力に脅威を感じたキリスト教徒の商工業者やカトリック教会の圧力により、ユダヤ人の経済活動を制限する一連の法令を出すことを余儀なくされる。それでも貴族の私領都市では、都市の所有者の意向次第でユダヤ人の経済活動の自由が確保されえたのに対し、王領都市や、レンベルク(1356年)のようにマグデブルク法の適用が認められ、都市自治が行われた大都市では、都市の参事会とユダヤ人ゲマインデの交渉により、両者のあいだで、ユダヤ人の商人や職人が扱ってもよい品物の種類とその取引額を細かく限定する契約が結ばれなければならなかった。契約はもちろん無料ではない。ゲマインデは、契約によって一定期間の経済活動の許可を買い取るものであり、期間が過ぎれば、契約更新のために金を支払うことを要求された。しかもそのさい契約内容を少しでもユダヤ人にとって有利なものにするためには、市参事会の有力者に莫大な賄路をつかませることが必要であった。このほかにも、ユダヤ人に対する便宜供与や、彼らの身の安全の保障が問題となるたびに、国家の役人や都市の当局者による賄路の要求はとどまるところを知らなかった。

実際、ユダヤ人の身の安全は、彼らがこうして要求される金を支払うことができるかどうかにかかっていたといってもよい。

1648年10月、レンベルクはボグダン・フメリニツキの反乱軍によって包囲される。しかし反乱軍は、苦戦の末レンベルクを陥落させるより、戦わずして金を脅し取った方が得策と考えたのであろう。フメリニツキは市に対して、この反乱の原因であり、またコサックの敵に資金を提供している者たちとし

て、女子供も含め、レンベルクのすべてのユダヤ人を引き渡すよう要求した。しかし市は、ユダヤ人は市ではなく国王に直属する人々であること、また市民と苦難をともにしてきた人々であることを理由に、フメルニツキの要求を拒否する。そして交渉の結果、市は20万グルデンという莫大な金を支払うことにより、ユダヤ人の引き渡しと市の破壊を免れた。20万グルデンは、レンベルクの教会、修道院、キリスト教徒の市民やユダヤ人から集められるだけの現金をかき集め、それでもなお不足する分は、貴金属を供出することによって調達されなければならなかった。

カロも認めるように、この出来事それ自体はレンベルクの歴史上の美談であったが、20万グルデンは、結局、ユダヤ人に負わされることになる。というのも市は、20万グルデンはユダヤ人の身代金として支払われたものであるとし、20万グルデンのうちユダヤ人がすでに負担した金額を無視して、ユダヤ人ゲマインデに対し、市に20万グルデンを支払うよう要求したからである。ユダヤ人は市の関係者を買収することにより、支払い額を減じてもらいはしたものの、レンベルクでの生活を望むかぎり、8万4000グルデンという、なお十分に巨大な金額を利子付きで分割払いすることを拒否することはできなかった⁽⁸⁾。

また1700年に始まる北方戦争では、レンベルクは1704年にスウェーデン軍に占領され、徹底的に略奪された上、ユダヤ人に対して2万ターラー、市に対して30万ターラーの支払いが要求された。交渉の結果、最終的にレンベルクがスウェーデン軍に支払った金額は13万2000ターラーだったが、そのうち教会と修道院が負担したのは3万3680ターラー、キリスト教徒の市民が負担したのは5万4320ターラー、ユダヤ人の負担は4万ターラーである。しかしユダヤ人は、ユダヤ人のみに要求された2万ターラーも支払わねばならず、結局、人数の上では少数者のユダヤ人に6万ターラーが負わされることになった⁽⁹⁾。この時期ポーランドでは、さまざまな外国通貨が流通して貨幣は混乱の極みにあり、貨幣価値の比較は容易ではないが、ユダヤ人に割り当てられた額が不当に大きいことだけは確認できよう⁽¹⁰⁾。

スウェーデン軍が去った後、レンベルクでは疫病が蔓延し、街そのものも落ちぶれはてたが、とりわけユダヤ人の苦しみは、筆舌に尽くしがたいもの

であったという。レンベルクは1772年のポーランド分割でオーストリア領となり、オーストリアによるガリツィア統治の中心地となった。1786年に刊行された著作のなかで同時代人は、かつては裕福で、なおその痕跡をとどめているレンベルクの「言語に絶する滅びよう」を次のように語っている。

「オーストリアに併合された当時、人々が目にしたのは、ほとんどが貧しく、崩れかけているか、あるいはすでに崩れてしまったような小屋や家だった。(引用中略)

街を清潔にする設備のことなど、まったく何も考えられていない。市内では、舗装の手入れが行われていないために、舗石よりも穴の方が多くいる。穴のいくつかは、3フィートか4フィートもの深さがある。通りにはあらゆる種類の汚物が勝手にばらまかれ、注ぎかけられている。雨模様の日には、厚いぬかるみで、身体の半分以上、沈み込んでしまいそうだ。(引用中略)

あらゆる通りのなかでも、最も貧しいのがユダヤ人通りだ。この通りは、ほとんどどんな天候のときも汚く、通行人は、二、三步歩くごとに、それぞれ違った種類の不快な、腐ってすえたような臭気につきまとわれる。家の造りは粗末で、不潔で、何軒かは壁が残っているだけ。何カ所かは、完全な空き地になっている。ユダヤ人というのは、相も変わらず、まったくもって奇妙な連中だ。この汚くて、ぼろをまとして、臭くて、あらゆる種類の害虫にくわれたり、かじられたりしている小民族は、こぎれいで清潔なキリスト教徒全員を不浄だと見なしているのだ⁽¹¹⁾。」

フメルニツキの反乱以降、ポーランドを次々に襲った戦乱のあいだ、ユダヤ人は、通常の人頭税のほかに、戦費調達を目的とする多額の税を課せられる。戦乱は、領主や農民と同様ユダヤ人の経済活動も破壊したため、ポーランドのユダヤ人社会は、もはや借金せずしてこのような負担に耐えることはできなかった。さらに税に加えて、戦乱のたびにポーランド各地のゲマインデで、大なり小なり、1648年や1704年のレンベルクと同じ状況が生じたのである⁽¹²⁾。他方、こうして窮乏化するユダヤ人社会の内部では、道徳的腐敗と貧富の差の著しい拡大が促進された。困窮したゲマインデは、構成員の収入に応じて徴収されるゲマインデ税のほかに間接税を導入し、食料品その他に

課税したため、貧しいユダヤ人のなかには食に事欠く者もでる。ところがゲマインデの指導権を握るユダヤ人たちは、ゲマインデが請け負った人頭税をゲマインデの構成員に割り振るにあたって独占的な権力をふるい、そのさい税額に自分たちがかすめ取る額を上乗せすることを忘れなかった。さらに彼らは、ゲマインデが教会やマグナートから借りた金を中・下層のユダヤ人に貸し付け、その利子で私腹を肥やした。

これがオーストリア併合当時のガリツィアのユダヤ人の状況であった。

- (1) 伊東孝之他編, 前掲書, 120, 144ページ。アーベル, 前掲書, 213ページ。Podraza, op. cit., p. 317.
- (2) 伊東孝之他編, 同書, 115ページ。
- (3) A. J. Brawer, *Galizien. Wie es an Österreich kam*, Leipzig/Wien 1910, Neudruck, Berlin 1990, S. 35f.
- (4) ヘブライ語で、ヴァアドは会議、アルバは数字の4、アラツォートは国を意味するエレットの複数形である。したがって「ヴァアド・アルバ・アラツォート」は「四邦会議」とも訳されるが、この名称は、ジギスムント1世老王がポーランド・リトアニア国のユダヤ人を4の行政地域にわけたことに基づいている。ヴァアドは、ポーランドの国会と類似して、地方会議の代表者によって構成された。ヴァアドの成立経緯や組織、業務に関しては、川名隆史「分割前ポーランドにおけるユダヤ人の自治——全国会議 Waad Arba Aracot の構造と機能——」(『東京国際大学論叢経済学部編』第20号, 1999年)を見よ。
- (5) 川名, 同論文, 34ページおよび37ページの注61。
- (6) Majer Balaban, *Dzieje żydów w Galicyi*, Lwów (1914), s. 4. Vgl. Brawer, a.a.O., S. 96.
- (7) Jecheskiel Caro, *Geschichte der Juden in Lemberg von den ältesten Zeiten bis zur Theilung Polens im Jahre 1792*, Krakau 1894.
- (8) Ebd., S. 54f. ドイツ語の文献であるため、貨幣単位はグルデンが使用されている。文献からは、この当時のポーランドのズウォティとグルデンの換算率は不明である。
- (9) Ebd., S. 94f.
- (10) Ebd., S. 94. カロは、1ターラーを7グルデン15グロッシェンとしている。
- (11) (Kratzer), a.a.O., Tl. 2, S. 153f. クラッターについては、第3章第1節の注(9)を見よ。
- (12) 戦乱のたびに繰り返されたユダヤ人からの強奪のみならず、教会や修道会によるユダヤ人攻撃もユダヤ人の状況を悪化させた。レンベルクでは、1664年にイエズス会が運営する学校の学生によってユダヤ人に対する大規模な襲撃が行われ、200人以上もの死者を出し、ユダヤ人が被った被害額は、破壊された家屋を別にしても70万グルデ

ン以上におよんだ。Caro, a.a.O., S. 74f.

Ⅲ オーストリア領ガリツィアの誕生

1 ガリツィア誕生

1740年、神聖ローマ帝国皇帝カール6世の死後、長女マリア＝テレジアはプラグマーティッシェ・ザンクツィオン⁽¹⁾にもとづき、ハプスブルク家の全家領を一括相続する。しかしマリア＝テレジアを待ち受けていたのは、相続承認の代償としてシュレージエンを要求するフリードリヒ2世のプロイセンであった。オーストリアがプロイセンの要求を拒否したことによって始まったオーストリア継承戦争(1740～48年)で、マリア＝テレジアは、みずからの相続に対してかろうじて国際的承認をとりつけたものの、プロイセンはシュレージエンを確保する。オーストリアは7年戦争(1756～63年)でシュレージエン奪回をはかるが、最終段階でロシアと同盟を結んだプロイセンに敗北し、オーストリアのシュレージエン喪失は決定的なものとなった。

しかしオーストリアにはなお、シュレージエンに対する未練が残った。ポーランド国王アウグスト3世の死(1763年)後、ポーランドへの内政干渉を強めていたロシアは、ポーランドの強力な抵抗に手こずりつつ、他方で1768年にはオスマン帝国との戦争に突入する。これでポーランド国内でのロシアの動きが鈍ると見たオーストリアは、1769年にポーランド国境を越え、軍事侵攻を開始した。侵攻の目的は、プロイセンとロシアの同盟関係を解消させ、プロイセンにポーランドの領土の一部を与えるのと引きかえに、シュレージエンを取り戻すことであった。しかしオーストリアの計画は失敗に終わる。そしてロシアに対するポーランドの抵抗が力つきた1772年、オーストリアは、ペテルブルクでロシア、プロイセンとともにポーランド分割に加わり、ガリツィアを手に入れることで満足せざるをえなかった。

1772年8月に3国間でポーランド分割条約が結ばれたとはいえ、ポーランドの正確な地図がないため国境線はあいまいで、ポーランドに侵攻したオーストリア軍占領地の帰属問題はなお流動的であった。クラクフに隣接するユ

ダヤ人街カジミェシュなど、占領地の一部がポーランドに返還され、最終的にガリツィアの国境が確定されるのは1776年である。結局、第1次ポーランド分割でオーストリアが獲得したガリツィアとは、クラクフ県の一部（都市クラクフを含まない）、サンドミェシュ県の一部とルーシ県を含み、面積約8万平方キロメートル、東の境界線はズブルーチ川であった⁽²⁾。

当時のガリツィアの人口は、併合後、徴兵および徴税を目的とし、2年続けて実施された人口調査から推定することができる。人口調査の結果は1773年および1774年の公文書で明らかにされているが、そのうち正確度が高いと思われる1774年の調査結果によれば、ガリツィアの総人口は266万5048人、そのうちキリスト教徒は248万4301人、ユダヤ人（ユダヤ教徒）は17万1851人である⁽³⁾。ポーランド人とルテニア人とユダヤ人の混住地帯であったガリツィアで、ポーランド人のほとんどはローマ・カトリック、ルテニア人のほとんどはギリシア・カトリックの信者であったから、キリスト教徒の宗派別人口がわかれば、ポーランド人とルテニア人の人口をそれぞれ推定することができるが、人口調査では宗派別人口は明らかにされていない。この点に関してガリツィアの初代総督に就任したペルゲンは、1773年の報告で、住民の3分の2はルテニア人と推測する。サン川以東の東ガリツィアについていえば、推測はほぼ正確といえるだろう⁽⁴⁾。

1776年のガリツィアは、オーストリア軍占領地の一部がポーランドに返還されたことにより、1774年時点よりも領土が縮小した。同時代史料にあらわれた1776年のガリツィアの人口は、史料によって若干数字が異なるが、258万0796人あるいは262万8483人、そのうちキリスト教徒は243万6596人あるいは248万0885人、ユダヤ人は14万4200人あるいは14万7598人であった⁽⁵⁾。

ただし人口調査で明らかにされたユダヤ人口は、ガリツィアの総人口を大幅に書き換えるほどではないが、実数よりかなり少ないと考えられる。ユダヤ人の場合、繰り返し実施された人口調査の主目的は、後述するように、ユダヤ人人头税をはじめ、ユダヤ人のみに課せられる各種税金の徴収を確実にすることであった。そのためユダヤ人は人口調査に警戒感を抱き、意図的に人口登録逃れが行われた。したがって人口統計にあらわれたユダヤ人口は、1776年はもとより、人口調査の方法が改善された1785年の21万2000人⁽⁶⁾とい

う調査結果でさえ実際のユダヤ人口より少なく、ユダヤ人口は、併合時ですでに20万人以上とも推定されるのである⁽⁷⁾。

ポーランドのユダヤ人口の偏りについては第2章第1節で述べたが、1773年の公文書で明らかにされた人口調査結果によれば、ガリツィアのユダヤ人口の77.4パーセントがルーシ県、すなわち東ガリツィアに集中していることが見てとれる。ユダヤ人口が占める割合は、クラクフ県では2.5パーセント、サンドミェシ県では4.5パーセントであるのに対し、ルーシ県では13.2パーセントで、その中心都市レンベルクが位置するレンベルク行政区 (Distrikt) のユダヤ人口は6万6254人、行政区の人口の17.1パーセントを占めていた⁽⁸⁾。

失われたシュレージエンが豊富な石炭や鉄鉱石を有する先進的工業地帯で、肥沃な農業地帯でもあったのに対し、新たに獲得したガリツィアはそれに匹敵する領地だったのだろうか。ガリツィア併合後、オーストリア政府がまず最初に試みたのは、ガリツィアのできるだけ詳細な地図を作成することと、ガリツィアの人的、物的資源の現状を把握することである⁽⁹⁾。人口調査はまさしくその試みのひとつであったが、1773年に最初のガリツィア視察旅行に出かけたヨーゼフ2世がガリツィアで見た人々とは、苛酷な賦役で消耗し、「人間の姿をした生ける肉体でしかない⁽¹⁰⁾」あわれな農民と、何で生計を立てているのかわからない、おびただしい数の貧しいユダヤ人だった⁽¹¹⁾。

ユダヤ人に関していえば、ヨーゼフ2世をはじめ当時の政府の役人たちが等しく着目したのは、その人数の「おびただしさ」もさることながら、ガリツィアでユダヤ人が果たしていた社会的、経済的役割の特殊性である。研究書『皇帝ヨーゼフ2世の寛容政策』の著者カルニエルが同時代史料から推定したところによれば、1773年当時でユダヤ人の33パーセントが何らかの種類の商売によって生計を立て、ガリツィアの商業は、ほとんどこれらユダヤ人商人の手に握られていた。さらにユダヤ人の20パーセントが仕立て職人、パン職人、食肉製造、革なめし工、製靴工、ガラス研磨工など、さまざまな種類の職人業で、25パーセントが賃借業で生計を立てていた⁽¹²⁾。商人や職人と呼ぶことのできるユダヤ人のほかに、1786年に2分冊からなるガリツィア見聞録を刊行したクラッターによれば、ファクトールと呼ばれる数多くのユダヤ人がいた。ファクトールとは、第2章で述べたように、一般的には貴族の

屋敷に出入りする便利屋のユダヤ人のことだが、クラッターのいうファクトールは、イディッシュ語でルフトメンチュ（空気人間）と呼ばれる、どうやって食いつないでいるのかよくわからない連中に近いだろう。「彼らはわずかな金と引きかえに、あらゆる類の汚い仕事を、あらゆる偵察や陰謀、詐欺、卑劣な行為を引き受ける。聖職者も修道士も役人も商人も宿屋の主人も職人も女郎買いも女郎も、自分のファクトールを抱えている⁽¹³⁾。」

ポーランド時代にユダヤ人がウクライナに移住した経緯を考えれば、ユダヤ人の生業が商業、職人業、貸借業に集中するのは自然な成り行きである。だが新たな支配者ヨーゼフ2世がガリツィアの社会改革に乗り出したとき、あわれな農民をポーランド人貴族の領主支配から解放することと、貴族と農民のあいだに立つ中間搾取者としてのユダヤ人賃借人を排除することこそ、最大の問題と認識される。次節では、そのさいとりわけ問題視されたユダヤ人によるプロピナツィアの権利の賃借について述べ、次いで、ヨーゼフ改革に先立つマリア＝テレジアのユダヤ人政策についてまとめておきたい。

- (1) 1713年にカール6世によって発せられた国事詔書。ハプスブルク家の領地の永久不可分とその相続順位を女系子孫も含め法的に確定した。1716年に長子が夭折したためカール6世は、ブラグマーティッシェ・ザンクツィオンにもとづき長女マリア＝テレジアがハプスブルク家の全家領を相続することに関して、ハプスブルク帝国内外の承認を取りつけるべく奔走し、1724年に成功へとこぎつけた。ところが1740年にカール6世が死ぬと、バイエルン選帝侯がマリア＝テレジアの相続に異議を唱え、さらにプロイセンのフリードリヒ2世は、相続承認の代償としてシュレージエンの領有を主張した。マリア＝テレジアがプロイセンの要求を拒否すると、プロイセンは大軍を派遣してシュレージエンを占領し、ここにオーストリア継承戦争が始まることになる。
- (2) 比較のためにいえば、現在のオーストリア共和国の面積は8万3858平方キロメートルである。

ここで第1次ポーランド分割後のオーストリア占領地の境界線の変化についてまとめておこう。オーストリアは1793年の第2次分割には参加しなかったが、1795年の第3次分割でクラクフ、ラドム、ルブリン、シェドルツェ各県を獲得したことにより、第1次分割時に比べ、占領地の面積は約1.6倍拡大した。しかし1807年のティルジット条約でフランスの傀儡国家ワルシャワ公国が成立すると、1809年にオーストリアは公国に侵攻したが、かえってポーランドのユゼフ・ポニャトフスキ將軍率いる軍隊に反撃され、第3次分割で獲得した領土は短期間で失われる。ナポレオン失脚後のウィー

ン会議で、1815年5月3日にポーランド王国、プロイセン領ポーゼン（ポズナン）大公国、クラクフ自治共和国が設立されたさい、さらにオーストリアは、第1次ポーランド分割で占領したザモシチもポーランド王国に譲ることになった。しかし1846年2月20日に始まるクラクフ蜂起がオーストリア軍によって鎮圧された後、オーストリアは11月16日にクラクフ自治共和国を併合し、ガリツィアの面積は約7万8500平方キロメートルとなる。この時点で確定された境界線が、1918年の第一次世界大戦終了まで維持された。

(3) Brawer, a.a.O., S. 18.

(4) Ebd., S. 20. 1853年当時のオーストリア領ガリツィアおよびロドメリアでは、1846年に併合されたクラクフと1775年に併合されたブコヴィナがそれぞれ単一の行政区（クラクフは大公国 *Großherzogtum* , ブコヴィナは公国 *Herzogtum*）を構成し、他の地域は18の行政区（*Kreis*）、すなわちヴァドヴィツェ、ポフニア、ソンチ（ザンデツ）、タルヌフ（タルノフ）、ヤスウォ、ジェシュフ、サノク、プシェミシル、ジュウキェフ、レンベルク、ズウォチュフ、サンボル、ブジェジャン、ストルイイ、スタニスワヴ（スタニスラウ）、コロムィヤ（コロメア）、タルノボル、チョルトクフに分けられていた。ガリツィアに関して、信頼に値する人口統計が作成されるのは1890年以降であるが、参考までに1853年に刊行された *Hipolit Stupnicki, Das Königreich Galizien und Lodomerien, sammt dem Grossherzogthume Krakau und dem Herzogthume Bukowina, in geographisch-historisch-statistischer Beziehung*, Lemberg 1853, Neudruck, Berlin 1989, S. 4-5 によれば、各行政区の人口および宗派別人口は下表のとおりである。下表でクラクフ以下サノクまでの行政区はサン川の西側に位置し、プシェミシル以下はサン川の東側に位置する。表を見れば、サン川をはさんですぐ西に位置する行政区サノクとすぐ東に位置する行政区プシェミシルあたりで、ポーランド人とルテニア人の人口の割合が逆転することがわかる。またユダヤ人口も、全体の71.4パーセントがサン川以東に集中している。

行政区	人口	ローマ・カトリック	ギリシア・カトリック	ユダヤ数
クラクフ	146000	134338	62	10040
ヴァドヴィツェ	272870	263225	10	7500
ポフニア	246347	236398	14	9240
ソンチ	264720	220527	33784	7576
タルヌフ	273005	253843	25	18179
ヤスウォ	283341	218430	55062	8821
ジェシュフ	313995	282650	8645	20173
サノク	301323	111950	175449	12067
小計	2101601	1721361	273051	93596
小計に占める割合		81.9%	13.0%	4.5%

行政区	人口	ローマ・カトリック	ギリシア・カトリック	ユダヤ教
プシエミシル	272793	74870	175614	19834
ジュウキェフ	233899	39850	180852	12337
レンベルク	194292	74289	86950	26634
ズウォチュフ	258302	51850	170021	33122
サンボル	325827	49283	251880	20586
ブジェジャン	232420	40850	170338	19843
ストルイイ	250297	25560	198376	22526
スタニスワヴフ	264936	29970	207507	27227
コロムィヤ	343116	26910	292410	20994
タルノボル	222634	66880	136220	19334
チョルトクフ	220184	47260	160003	11693
小計	2818700	527572	2030171	234130
小計に占める割合		18.7%	72.0%	8.3%
総計	4920301	2248933(1)	2303222	327726(2)

(1) 文献では2258933人で、総計と一致しない。

(2) 文献では328026人で、総計と一致しない。

(5) Brawer, a.a.O., S. 18.

(6) Ebd., S. 23.

(7) Joseph Karniel, aus dem Hebräisch übers. v. Leo Koppel, *Die Toleranzpolitik Kaiser Josephs II.*, Gerlingen 1985, S. 283.

(8) Ebd., S. 25. 注(4)を見よ。

(9) さしあたり筆者の手許には、同時代人によって刊行されたガリツィア見聞録として次の3冊がある。

(Franz Kratter), *Briefe über den itzigen Zustand von Galizien*, 2 Tle., Leipzig 1786, Neudruck, Berlin 1990. 匿名の著者クラッター (1758-1830) は、当時のヨーゼフ主義を代表する著述家の一人。レンベルク滞在中の見聞をもとに、ガリツィアの惨状とその原因を容赦なく論じた本書を刊行し、人々の注目を集めた。

(Heinrich Alphons Traunpaur), *Dreyßig Briefe über Galizien*, Wien/Leipzig 1787, Neudruck, Berlin o. J. クラッターの上記の著作の成功に続くべく書かれた。著者トラウンパウア (1734-?) については、ガリツィアで8年間軍務についたこと以外、詳細は知られていない。

Joseph Rohrer, *Versuch über die jüdischen Bewohner der österreichischen Monarchie*, Wien 1804. 1800年に警察官僚としてレンベルクに赴任した著者ローラー (1769-1828) は、民族誌的著作を数多く刊行し、1808年にレンベルクで統計学の教授になっ

た。同書は、ガリツィアのユダヤ人問題に多くのページを割いている。

(10) Roman Rosdolsky, hrsg. v. Ralph Melville, aus dem Polnisch übers. v. Hilde Nürenberger-Mareiner, *Untertan und Staat in Galizien*, Mainz 1992, S. 18.

(11) Karniel, a.a.O., S. 289.

(12) Ebd., S. 283.

(13) (Kratzer), a.a.O., Tl. 2, S. 29.

2 マリア＝テレジアのユダヤ人政策

17世紀後半から明らかになるポーランド産穀物の輸出不振は、輸出に依拠した領主の現金収入を著しく減少させる。余儀なく彼らは輸出とは別の収入源を求めたが、そこで彼らが着目したのが、彼らの独占する酒の製造・販売権、すなわちプロピナツィアの権利である。彼らは輸出用の穀物を酒の原料にまわし、領内で製造された酒を農民に売ることによって現金収入を確保しようとした。この転換がとりわけ顕著に見られたのが、後のオーストリア領ガリツィアをその一部とするウクライナだった。というのも西ヨーロッパへの穀物輸出はバルト海を介して行われたが、ウクライナはバルト海に注ぐ河川から遠いため、穀物を輸出港まで運搬するコストがかさみ、穀物価格が下落すれば、穀物輸出の利益はますます薄いものとなる。そのため、もともと輸出用穀物の生産を目的として開発されたウクライナで、その穀物が、いきおい酒へと回されることになったのである。

ポーランドの領主の所得のなかで、酒の製造・販売から得られる収入が占める割合は、17世紀半ばまで1割に満たなかったのに対し、18世紀になるとその割合は大幅に上昇し、3割から、多い場合には7割にも達した⁽¹⁾。そしてこの領主の酒の製造と領主の居酒屋の経営において、最も重要な役割を果たしたのがユダヤ人だった。

前章で述べたように、ポーランド産穀物の輸出の衰退で、零細なシュラフタの領地経営は破綻した。彼らの一部は、彼らが手放した土地を吸収したマグナートの領地の賃借人へと転落する。あるいは18世紀になると、領主のなかには賃借人を廃してみずから領地経営に乗り出す者も見られたが、没落シュラフタは、そのさい領主が雇う領地の管理人にも進出した。そのためユダヤ人と没落シュラフタは、領主の土地の賃借人や管理人の地位の獲得をめぐり、

次第に競争関係にたつようになる。このような状況のなかで、ユダヤ人にとって、没落シュラフタが容易には手を出せなかった領地以外のアレンダの対象、すなわち領内での製粉や毛織物の縮充、革なめしなどに対して領主が持つ独占権の賃借、とりわけプロピナツィアの権利の賃借は、相対的に重要度を増すことになる。プロピナツィアの権利は、賃借料も高額ながら、それだけ利益が見込めたが、この権利の賃借に関しては、没落シュラフタとユダヤ人のあいだに競争は生じなかった。というのも、没落シュラフタにとって領地経営はシュラフタの伝統的な仕事の延長線上にあったのに対し、彼らには酒を製造する技術も、居酒屋を経営する商才もなかったからである⁽²⁾。

プロピナツィアの権利とユダヤ人の深いかかわりは、たとえばガリツィアの町ザレシチキのユダヤ人家族の生業にもあらわれている。オーストリア併合当時のザレシチキのユダヤ人ゲマインデでは、ユダヤ人家族の戸主96人のうち、約3分の2にあたる62人が領主に依存して生計を立てていたが、その内訳は、領主のファクトールが2人、都市での居酒屋経営者が27人、村落部での居酒屋経営者が26人、その他、領主の何らかの特権の賃借人が7人であった⁽³⁾。アレンダールは、本来は賃借人一般を意味するが、ザレシチキで見られるように、ユダヤ人アレンダールにおいてプロピナツィアの権利にかかわる者の多さのせいも、同時代文献で、Judenarenda は居酒屋と同義的に使用される⁽⁴⁾。1800年に警察官僚としてレンベルクに赴任したローラーは、1804年の著作で悪意をこめて、ガリツィアの居酒屋の9割はユダヤ人の手中にあるとまで書いているが⁽⁵⁾、実際ガリツィアの農村を舞台とする小説を見れば、われわれは、そこで登場する居酒屋の主人がきまったようにユダヤ人であることに気づくだろう⁽⁶⁾。このような居酒屋は、同時に宿屋であり、またとくに村の居酒屋は、通例、農民が必要とする生活雑貨を売るよろずやも兼ねた。さらに居酒屋の経営者は、困った農民に金を貸す金貸しでもあり、貸した金で農民に酒を飲ませた。

プロピナツィアの権利は、領主が賦役によって農民の労働力を搾取するだけでは足りず、農民に酒を売りつけることで、農民が自分の保有地から得た乏しい現金収入の一部まで回収する悪名高い権利である。苛酷な生活のなかで酒におぼれる農民は多く、彼らは酒のために居酒屋のユダヤ人から金を借

り、借金と酒そのものの害毒で身を滅ぼした。農民こそ、領主と領主のプロピナツィアの権利に寄生するユダヤ人の最大の犠牲者であった。だがそのために農民の搾取者として非難されたユダヤ人の社会が、領主の恩恵で潤っていたわけではない。オーストリアでは1773年に国家の手でイエズス会が解散され、ガリツィアでもオーストリアは、当地で解散させられたイエズス会の土地や財産のほか、イエズス会がユダヤ人に対して持っていた債権の相続者となった。ところがオーストリアの前にあらわれたユダヤ人のゲマインデは、イエズス会のほかにも教会や修道院やマグナートに対する負債で、ほとんど破産寸前の状態だった。ガリツィアのユダヤ人社会全体が抱える借金は、1777年から1778年当時で100万6819グルデンで、全ガリツィアから上がる税収の90万グルデンを上回るものだった⁽⁷⁾。帝国宰相カウニツが1772年にマリア＝テレジアに報告したように、ガリツィアのユダヤ人は、みずからは何も生産せず、農民を犠牲にして生活しているが、にもかかわらず彼らは「総じて非常に貧しく、いわば聖職者と貴族が搾り取るスポンジ」でしかなかったのである⁽⁸⁾。

貴族と農民とユダヤ人が取り結ぶ悲惨な社会的関係をどのように是正すればよいのか。これこそ、後のヨーゼフ改革の最大の問題点となる。しかしさしあたりヨーゼフの母マリア＝テレジアの関心は、ユダヤ人から搾り取る権利を聖職者や貴族にかすめ取られることなく、国家自身が確保することにあった。そしてこの点に関して、ユダヤ人を人間と見なさず、国家の財産とのみ考えるマリア＝テレジアのユダヤ人政策は、容赦のないものであった⁽⁹⁾。マリア＝テレジアが1776年7月16日のユダヤ人条令によってユダヤ人に課した税金は、保護・寛容税、営業・財産税、結婚税の3税である⁽¹⁰⁾。ユダヤ人は、全国民を対象とする税金に加え、ユダヤ人のみを対象とする特別税を課されたため、非ユダヤ人に比べ、その税負担はきわめて重いものとなる。

まず寛容税は、ポーランド時代のユダヤ人人頭税を引き継ぐ税金である。1776年のユダヤ人条令まで、ガリツィアではポーランド時代の人頭税が継続されたが、ポーランド時代1人につき2ズウォティであった人頭税は、1774年2月25日の勅令で、1774年5月1日より1人につき2倍の4ズウォティ＝1グルデンに引きあげられる。人頭税の徴収はゲマインデに委託され、ゲマ

インデ構成員の納税に関して、ゲマインデ全体が連帯責任を負った。この人頭税が1776年のユダヤ人条令によって保護・寛容税にあらためられ、課税単位も個人ではなく家族で、1家族につき4グルデンとなる。ただし徴税方法や、納税に関してゲマインデが連帯責任を負う点は人頭税と同様であった。保護・寛容税は、1797年にロウソク税が導入されるまで継続される。

営業・財産税もまた家族単位で、1家族につき4グルデン課税され、1784年に清浄肉消費税が導入されるまで継続された。ただし営業・財産税の徴税に関しては、ガリツィアのユダヤ人全体に対して総納税額が定められ、それを「ユダヤ人総務局 Generaldirektion der Judenschaft」が個々のゲマインデに割り振る方式がとられた。ユダヤ人総務局は、1776年のユダヤ人条令により、ガリツィアのユダヤ人にかかわる行政全般を管轄する国家機関として設置されたが、その最大の任務は、この税金の割り振りであったといつてよい⁽¹¹⁾。ゲマインデの指導者たちは、ゲマインデに割り振られた納税額をさらに個々の家族へと割り振ったが、そのさいユダヤ人総務局からゲマインデ、ゲマインデの指導部から個別家族へと降りてゆく各段階で、あらゆる不正が行われたのはポーランド時代と同様である。ユダヤ人総務局やゲマインデの有力者たちは、税の割り振りに手心を加えるのと引きかえに賄賂を要求し、あるいは勝手に上乘せした税金を自分の懐に入れることによって私腹を肥やした。他方で貧しいユダヤ人は、ユダヤ人社会内部の搾取によってますます貧困化した。しかしいずれにせよ、すでに破産状態にあったゲマインデは、マリア=テレジアによって導入された保護・寛容税や営業・財産税の重圧に耐えられず、税の未払い分は年々増加する⁽¹²⁾。その未払い分を回収する目処も立たないまま、ついに1784年、営業・財産税はヨーゼフ2世によって廃止され、新たに清浄肉消費税が導入されることになるのである。

結婚税は、花婿の財産に応じて課税され、これを支払わなければ結婚の許可を得ることはできない。結婚税は、1789年にヨーゼフ2世によって廃止されるまで続いた⁽¹³⁾。結婚税の目的は、貧しいユダヤ人の結婚を制限することにより、国庫の役に立たないユダヤ人口の増加を抑えることであったが、そこには貧しいユダヤ人を排除しつつ財力のあるユダヤ人からはとれるだけのものを取るという、マリア=テレジアの古典的ともいえるユダヤ人政策が端

的にあらわれている。

実際、保護・寛容税も払えぬようなユダヤ人には、結婚制限どころか、追放という措置が待っていた。クラッターは、そのガリツィア見聞録のなかで、悲嘆にくれるユダヤ人が集団で馬車に積みこまれ、ポーランドに向けて国外追放されるさまを憤りをこめて描写している。だが国内に多くの貧困ユダヤ人を抱えるポーランドにとって、このような経済的価値のないユダヤ人が招かれざる客人だったことはいうまでもない。そのためクラッターが聞いたところによれば、追放されたユダヤ人たちがポーランド国境を越えたところで、その半数がポーランド側の人間によって銃殺あるいは撲殺されるという悲劇も起こった⁽¹⁴⁾。1781年9月から1782年末までに、ガリツィアから追放されたユダヤ人は1192人、1784年には659人である⁽¹⁵⁾。

- (1) 小山哲「消滅した国家ポーランド」『岩波講座世界歴史』第17巻、岩波書店、1997年、81ページ。Podraza, op. cit., p. 319.
- (2) 領主が持つ領地や特権の賃貸借は、スラブ語起源の語でジェルジャヴァ、あるいはラテン語起源の語でアレンダと呼ばれたが、第2章第1節の注②で紹介したロスマンの研究によれば、18世紀のシェニアフスキ=チャルトリスキー一族の領地経営に関する史料では、ジェルジャヴァは不動産の賃貸借に対して使用され、アレンダは特権の賃貸借に対して使用されるという区別があった。そしてジェルジャフツァ（賃借人）は、通例シュラフタであったのに対し、アレンダールは通例ユダヤ人であった。Rosman, op. cit., p. 110を見よ。
- (3) Brawer, a.a.O., S. 41, Anm. 24.
- (4) (Kratzer), a.a.O., Tl. 1, S. 227f. ポーランド語でアレンダは、古くは居酒屋の意味でも使用された。
- (5) Rohrer, a.a.O., S. 99.
- (6) たとえば1894年にガリツィアの町ブローディで生まれたヨーゼフ・ロートの小説『タラバス』（ヨーゼフ・ロート、平田達治、佐藤康彦訳『ヨーゼフ・ロート小説集』第2巻、鳥影社、1999年所収）や『偽りの分銅』（同、第3巻、1993年所収）を見よ。また19世紀のポーランド文学に描かれたユダヤ人の居酒屋やユダヤ人の居酒屋経営者のイメージを分析した興味深い研究として Magdalena Opalski, *The Jewish Tavern-Keeper and His Tavern in Nineteenth-Century Polish Literature*, Jerusalem 1986 がある。

確かに農村部の居酒屋の多くはユダヤ人の手中にあったが、レンベルクのような都市部ではそうではない。カロによれば、1704年にスウェーデン軍によって占領、破壊

される以前のレンベルクの市内には、キリスト教徒のビール醸造所が67あり、そのうちの数カ所がユダヤ人に賃貸されていた。蜂蜜酒の販売人は、キリスト教徒が71人、ユダヤ人が31人、火酒の販売人は、キリスト教徒が80人、ユダヤ人が16人、ワインの販売人は、キリスト教徒が8人、ユダヤ人は1人であった。Caro, a.a.O., S. 97.

- (7) Brawer, a.a.O., S. 96.
- (8) Rosdolsky, a.a.O., S. 64f.
- (9) 1777年にマリア=テレジア自身の手によって書かれた次の一文は、敬虔なカトリック教徒であったマリア=テレジアのユダヤ人観を示すものとしてよく知られる。「私は国家にとって、この者たち (Nation) ほどたちの悪いペストを知らない。この者たちは、詐欺、暴利商売、金銭契約を行い、人々を乞食に貶め、正直者が嫌悪するあらゆる悪しき行為をしている。」(A. F. Pribram, *Urkunden und Akten zur Geschichte der Juden in Wien*, Bd. 1, Wien/Leipzig 1918, S. 425f. Nr. 199.)
- (10) ガリツィアのユダヤ人にかかわる法令については Michael Stöger, *Darstellung der gesetzlichen Verfassung der galizischen Judenschaft*, 2 Bde., Lemberg/Przemysl/Stanislawow/Tarnow 1833 を見よ。
- (11) ユダヤ人総務局は、税金に関してポーランド時代のヴァアの役割を引き継ぐ機関だった。そのさい総務局で働く職員や書記にかかる費用は、税金を取られるユダヤ人側が負担しなければならなかった。
- (12) Balaban, op. cit., s. 24.
- (13) 結婚税の廃止にともない導入された新税は、新しいシナゴークや新しい墓所の建設にかかる税 (Camera=Taxe) と、ユダヤ教徒が私的な場所で聖祭を行う場合などにかかる税 (Minjamins=Taxe) である (Stöger, a.a.O., Bd. 2, S. 80)。ミンヤン (Minjan) とは、ユダヤ教において正式な礼拝を挙行するさいに必要な定足数を意味し、正統派ユダヤ教では13歳以上の成人男子10人である。
- (14) (Kratzer), a.a.O., Tl. 2, S. 47.
- (15) Balaban, op. cit., s. 28.